

第四十三回国会 衆議院 商工委員会議録 第三十一号

昭和三十三年五月三十一日(金曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事板川 正吾君 理事松平 忠久君

理事遠藤 三郎君 理事小笠 公昭君

大高 康君 金子 一平君

藏内 修治君 笹本 一雄君

始関 伊平君 正示啓次郎君

田中 榮一君 田中 龍夫君

藤井 勝志君 村上 勇君

山手 満男君 早稻山神右衛門君

久保田鶴松君 久保田 豊君

小林 ちづ君 多賀谷眞徳君

中村 重光君 西村 力弥君

佐々木良作君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員 内閣法制局参事 吉國 一郎君

(第三部長) 通商産業事務次 廣瀬 正雄君

官 (大臣官房長) 通商産業事務官 渡邊彌榮司君

(大臣官房長) 通商産業事務官 倉八 正君

(大臣官房長) 通商産業事務官 川出 千速君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 樋詰 誠明君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

(通商産業事務官) 通商産業事務官 加藤 清次君

委員外の出席者

議員 松平 忠久君

専門員 渡辺 一俊君

五月三十日

委員西村力弥君辞任につき、その補

欠として井伊誠一君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員井伊誠一君辞任につき、その補

欠として西村力弥君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員中川俊思君辞任につき、その補

欠として小笠公昭君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

欠として中川俊思君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小笠公昭君辞任につき、その補

号)

中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一一九号)

中小企業等協同組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第二二三号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を

改正する法律案(内閣提出第一六七

号)

○逢澤委員長 これより会議を開き

ます。

内閣提出の輸出販売金經理臨時

措置法案を議題とし、質疑を続行いた

します。久保田豊君。

○久保田(豊)委員 きようは理事会の

約束もあるので、ちょっとため押しの

意味で重要な点を三つだけお伺いをし

て、質疑を終了させたいと思います。

その第一点は、いままでの質疑の中

で明らかにならなかった点であります

が、貿易自由化による肥料の輸入自由化

の問題、特に確実な肥料の輸入につい

ては、政府はこの二法が存続してお

る間は、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

いは、政府はどのような意思か。ある

でに業界に流れておるような二法によ

る方式では、輸出赤字はこれからも当

然出るわけであります。それも相当大

幅なものが出る。そうすると、何らか

の形でこれが国内肥料価格に転嫁をさ

れないという保障は、どこにもないの

であります。しかも、今度の政府の財政

措置でも、この二百十五億、実質は百

二十五億、さらにそれのほんとうの赤

七十三億をはっきり利益で埋めるとい

う保障がないことが、いままでの質問

の中で明らかにした。要するに、帳

簿上のそういう処理ができるというだ

けの話である。こういう点が非常に懸

念されますので、そういう点から見る

と、いやおうなしに外国へ出したもの

による赤字の国内肥料価格に対する転

嫁という問題が、三十九年の七月まで

の間に、肥料資本としては当然具体的

な日程に出てくる。その場合に、消費

者の立場に立つ者とすれば、これに対

処していくものは、いまの段階では、

肥料の輸入をすればいいという主張以

外にはないと思う。そしてこれによ

って内輪から肥料資本を抑制するという

体制になってくるのは、これは当然で

す。この前、三十四年当時肥料二法が

問題になったときも、そういう一部の

主張は農業者団体等にあった。その保障

がない限り、いままでのような二法が

あれば別ですが、二法がなければ、当

然直接に何らかの回路を通じて、国

内の肥料価格に転嫁されてくることは

必至になる。こういう点があります。思

わらず、私はいま問題が出てくると思

う。こういう点で、少なくともこれは

肥料二法の現存している間でも問題に

なると思います。ですから、これに対

する政府の、少なくとも通産大臣のこ

の点に対するはつきりした見解が、一

番大事だと思う。この点も、今までの

お答えのように、これからすべてひ

つ勉強して、各方面の御意見を聞いて

やりますという点では困るわけで

あります。ですから、この点を明確にお答え

願いたいと思います。

○福田國務大臣 お答えをいたします。

肥料二法は、米年の七月までは存在

しておりますので、それまでの間は、

肥料については自由化はいたしません

ふにしたいという点についてはどうい

うお話をしたいかという点は、困る

というお話でございまして、いろいろ

の問題、いま仰せになった問題等も

含めて、検討をさせていただきます。

ただ、基本的な考え方としては、そ

ういうようなことで農家に安い十分な肥

料を供給するという目的を阻害しない

ような形において処置をいたしてまい

りたい、かように考えておるわけであ

ります。

○久保田(豊)委員 今度の法案全体

は、形はきわめて事務的なものであり

ますけれども、これは当然肥料二法並

びに肥料二法を土台とする現在の肥料

政策というものの、根本的に決定的な

影響を与えるものだと思はれます。そ

ういうふうな重要なものであるにもか

かわらず、しかも、その方向というの

は、形はきわめて事務的なものであり

ますけれども、これは当然肥料二法並

びに肥料二法を土台とする現在の肥料

政策というものの、根本的に決定的な

影響を与えるものだと思はれます。そ

ういうふうな重要なものであるにもか

かわらず、しかも、その方向というの

は、政府が何と否定しようとも、これは肥料二法改廃の方向であります。ここに出ておるものは、現在の肥料二法をあくまでも存続していかうという体制でないことは明らかであります。これはどんなに政府が強弁されようと、ごまかされようと、その方向ははっきり出ておる。にもかかわらず、これに對する政府の具体的な態度、政策なり、その方向というものは、一つも示されておらない。この点については、いままでのところでは、今度さらに百三億の財政資金をつぎ込んでやる合理化によって幾ら肥料が下がるのか、これも、政府としては今回の第三次合理化計画では、一つも示していないのが実情でございます。さらに過去の赤字の処理についても、経理上の処理は、形はそうなりますけれども、これははっきり利益が出なければできないわけでありまして、その利益がはつきり出るといふ保障も、これにはついておりません。メリットは確かにあるけれども、それがメリットはあるけれども、それが利益としてこのものを埋めるといふ保障は、一つもない。会社の利益になるかどうかというところはわかりません。そういうメリットがあるにしても、それがいわゆる営業上の利益としてはつきり計上する形になるかどうかというところは、一つも保障がない。しかも輸出については大幅な赤字が出ることは、だれも否定できないのです。しかもここに出ておるところの経営の多角化、つまり生産多角化によってアンモニア工業を盛んにしよう。これとて、肥料の輸出による赤字を補てんするという保障は、この新しい分野にも

ない。こういうことになれば、これは肥料会社は、みずから大多数のものが——一部のものは私は十分この新肥料価格でやっていけると思いますが、おそろく大部分の肥料会社というものは、そういう保障が一つもないのですから、どこかでその穴を埋めざるを得ないということになれば、そのしわ寄せが寄ってくるのは、どうして国内の肥料価格ということに何らかの形でなる。これは硫酸そのものの形でカバーするとはきまらない。尿素なり、高度化成なり、あるいはその他の形に転嫁してやるといふことも十分考えられる。すでに尿素の——とき、国際価格はほとんど落ちておるのです。落ちておるにもかかわらず、しかも重要なものであるにもかかわらず、尿素を肥料国内価格の決定の中心に置いていないのです。中心肥料にはしていないのです。こういう状態なんです。これは、実際にいって、今日の肥料二法を事実上はずすということになる。しかも、それを裏づけるいわゆる今の第三次合理化計画というものは、農民、消費者の立場から見れば、何の保障にもならないのです。また、輸出工業としてもこれだけでは十分に私に明らかになったと思うのです。これに對します対策は、当然政治的責任から見れば、この法案と同時に必要なければならないのです。ところが、この法案の準備なり政策は、具体的に一つも出してないのです。これは、正直に申しまして、のめようがないのです。特に国内消費者の農民の立場を考えれば、これはのめないというのが実態だろうと思うわけで

す。そこで、私は大臣に念押しの意味でお聞きをしておきますが、これらに對する新しい肥料政策なり何なりは、いつごろどういう仕組みをもって作業に取りかかるのか。私どもの聞いた範囲では、この問題は非常に複雑であります。複雑であるだけに、単なる官僚の話し合い、研究だけでは、解決がつかぬ問題であります。少なくとも相当トップ・クラスがこの問題に真剣に取り組まなければ、重要な問題になると思うのです。ところが、そういう点については、いままでは閣議において昨年十二月にあいいう暫定的な方針をきめただけであって、肥料政策そのものについては、何らきめていないのです。肥料二法を廃止するのかもしれないのか、その後においてどういう政策をとるのか、これも一つも具体的に明らかになっておらない。政府としては、いつまでにこの問題をどういう形でまとめるのか、そのくらしい見当がつかなければ、来年の七月、肥料二法がいよいよ期限切れになるまでには何とかいたしますということでは、私は安心できないと思うのです。こういう問題について、大臣としては、いつごろまでに、おおよそどういう手順で、この新しい肥料政策というものを立てていくのか、その場合の基本的な考えはどうかというところを、もう一度ここで明らかにしていただきたい。それがなければ、簡単によろしいというわけには私はいかぬと思うわけでありまして、この点はどうか。よろしく。

○福田田務大臣 答えをいたします。いままでのやり方を続けていくわけでありまして、それから後はどうするかというところは、大体来年の休会明けまでは政府の方針をきめて、法案を提案いたすか、あるいはまた政策的にこのように処置をいたしますというところを皆さんに御報告をして処理をする。どちらにいたしても、その措置するめどを年末ないし休会明けまでに置きたい、そして慎重に研究をしてまいりたい、こういう考えでございます。いま久保田さんが仰せになりましたように諸種の問題は、われわれとしても十分考えておるところでありまして、そういうような問題も含めて、今後十分検討してまいりたい。ただ、その場合に、機関をどういうものをつくらせてやるかというようにのことについては、これはわれわれに一応おまかせを願いたいと思うのですが、政府としては、やはりどうしても来年の七月で法案が切れるという以上は、それに対して間に合うような政策の決定は、これは先ほど申し上げたような時期までにはきめなければならぬ。トップ・クラスでやらなければいかぬかどうか、そういうようなことはいろいろございしますが、やはり最後の責任は政府だと思っております。審議会をつくるか、会合を持つかは別といたしましても、政府として責任を持ってその方策を打ち出すことにいたしたい、かように考えておるのであります。あなただけの御意見も十分参考とし、尊重いたしつつ、問題の解決に大きく前進していききたい、かように考えておる次第でございます。

○久保田豊委員 もう一度お伺いしますが、来年七月で肥料二法が切れるとしまして、いままでのような形でないにしまして、どういう政策を立てるに相当の金のかかる仕事です。政府が、握りきんだまで一つも金を出さぬ。そして肥料政策を新しく肥料二法の処理と同時にやれといつても、これはできる相談ではありませぬ。したがって、どうしても予算の編成期前に政府が政策を立てなければ、七月までには何とかやれるからといつておつては、もう手おくれであります。予算も何もつけないで、ただ法律を動かすという程度の、そんな前提に立った肥料政策なんかは、これは、少なくとも国内の農民から見れば、への役にも立たぬ法案だと思つております。なぜ私がこの点をしつこくお伺いするかという、今度のこの法案の出る段階においては、大蔵省は、あなたの方の折衝の過程で、この肥料について金を出さぬぞという、どうも縁切り状みたようなことでももたらせてきて、それを後生大事に通産省としては何とかしてという印象が非常に強い。少なくとも輸出産業としても、国内産業としても、非常にむずかしいものです。肥料政策がいままでと同じ形でいかどうか、これは問題です。けれども、そういうにおいが非常に強い。したがって、来年度の予算編成のできる以前に、肥料政策は明確に立てておかなければだめだ。それから後に立つたならば、どんなきれいな文章をつくつてみても、どんな法律をつくつてみても、これは実際の食いのにはならぬ。ごまかしの法案にしかならぬ。この点を考えると、いまから始めてもおそろくはないのではないか。この問題の複雑さから考えてみると、いまから政府が真

剣に取り組んで初めてようやく間に合うようなものになるのじゃないかと考えられる点が一点。それから肥料二法がなくなれば、当然肥料審議会は実際にはなくなるわけですが、肥料審議会がなくなれば、いまの肥料審議会の構成でうまくいくかどうかは別問題として、公の場で肥料政策をやるという機関がなくなるのです。ですから、私は、肥料審議会のある間に、しかもこれが十分に機能を発揮し得る間に、肥料政策というものはつきり確立して、政府が示さなければいかぬと思う。この二点から、いまのようなばく然としたお答えでは、私どもは安心できない。これは当然だろうと思う。この二点から、それとの連関において、政府はいつまでに作業をして、いつまでにどうするということを明確にもう一度お答えいただかなければ安心ができません、こういうことであります。

○福田国務大臣 いまからすぐにでもそういう研究にかかれ、そういう政策立案について考えろ、こういうお話でございしますが、御意見まことにございまして、おっしゃる通りでございます。しかし、われわれは、いままででもやっておりまして、いまやめておるわけではございません。こういう御審議を願っておる過程においても、やはりそういう問題を常に頭に入れたがら研究をいたしておるわけでございます。

それから肥料審議会のあるうちに確たる方針を立て、またその肥料審議会にその方針を示すべきではないかというお説であります。案がございと思ひます。われわれは、案がございば、やはり肥料審議会にも御報告申し上げるというところは当然なことであり

ます。なるべく早くそういうような政策の決定をいたしたい、かように考えておるわけでございます。御了承を願いたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 これで約束の時間が切れますから、もうこれ以上は追及しませんけれども、いまのお話でも、はたして大臣の腹の中には、まだ少なくとも来年度予算編成までにはつきりした形にして予算化しなければいかぬという考えがあるか。それには、この問題のいままでの経過と複雑さから見ても、とにかくいまから始めても、そう簡単には間に合うものじゃない。この点についてのはつきりしたお答えがない。私は、当然予算編成前に決定すべきものだと思う。そうして肥料審議会にかければ、これも相当問題になりまして、しかしながら、少なくとも肥料審議会において、あすは御承知のとおり各関係の者が入っているわけですから、こどもも十分に討議をして、私は肥料審議会の委員ですけれども、おそろくこれはそう簡単にまとまるというふうなうまい政策が出てくるかどうかはわかりませんけれども、少なくとも骨子はあすこどもとまとめるということにならないと、この問題は前向き前向きというけれども、いまのままでいけば、どうもあまり前向きにならないような結論になってしまふ、こういう点が非常に心配されますので、とにかく予算編成前にこの問題のめどをはつきりつける決心があるのかないのかという点、そして必要な予算を来年度予算には必ず盛り込むという決心があるのかないのか。もともと、七月改定で大臣をやめるからおれは知らぬというなら別であります。少なくとも担当

大臣としては、私は当面それくらいのはつきりした誠意というか、熱意がなければ、この問題は解決しないと思ひます。この点をあらためて、くどいようですが、もう一度伺ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 御趣旨に沿って努力をいたしたいと思ひます。

○板川委員 私はこの肥料関係の法律の審議の過程を通じて、どうも政府のほうで国会軽視をする傾向が強いという感じをつくづく感じたのであります。そこで大臣と委員長にひとつ要望を申し上げてみたいと思ひます。

この輸出税完税掛金経理臨時措置法案という法律は、内容は、御承知のように非常に簡単なものに見えます。しかし、この法律が通るといふことは、従来の肥料行政の根本的な変更を来たすということになるだろうと思ひます。根本的な肥料行政の変革を来たすような内容を持つ法律であります。しかし、この法律に出された政府の資料というものは、まことに微々たるものである。大臣、ちょっと見てくださ。この法律で政府が出した資料は、提案理由が紙一枚、それから硫酸工業対策という閣議決定の資料も紙一枚、それから法律の要綱が一枚、参照条文が一枚、これだけですよ。わずかにこれだけでこの法律を通していかうというのです。これはほかおかりをして、なるべく国民に内容を示さないでいこうという、立法府軽視の態度ではないかと思ひます。資料がないかというところ、そうじゃないのです。足鹿委員や久保田委員に質問をされて、資料があるなら出せと言われると、即座に印刷した資料を出すではないか。持っており

ながら、実は出さないでいる。聞くところによりますと、農林大臣は、おれの許可のないものをやたらに資料を出すなと言っておるやうです。秘密の内容のものをいかに出すことになれば、それは大臣の許可も必要であると思ひます。しかし、これは秘密ではなくて、政府の刊行物の中には、すでにその資料が十分報告されておるのである。一般に公知されておる刊行物の、その内容から拾い上げた数字を出せといつても、何か出し渋つておるといふ感じがするのです。これはどうも国会の審議軽視になるし、もしこういう方向でいけば、中小企業の資料なんか出さなければ、これは今国会で審議未了になりますよ。だから、私は国会の審議をもっと重視して、事前に十分な資料を出してほしいと思ひます。なぜこの法案を出したかというためには、少なくとも肥料工業の現状の分析の資料くらいは出すべきではないか。

肥料工業の現状がどうであるから、こういう法律でこうするのだ。あるいは過去の輸出会社社の赤字を処理するためというのであります。しかし、実際は肥料二法の廃止を含みとする肥料行政の転換なんです。そういうような肥料行政の全般を分析した現状分析の資料、こういうふうなものを提出して、もつと国会の審議を通じて国民に明らかにするやうな方式をとるべきではないか。どうもこの重要法案を非常に簡単に見て、わずかに紙べら四枚くらいで、あとは資料がありながら出さないでいるという態度は、まことにけしからぬ行為だと思ひます。これでは今後の重要法案の前途が思いやられますから、ひとつ反省の上に、十分な

資料を事前に出してもらいたい。資料が出なければ審議を中断するというところもあり得ますから、御了承願ひたいと思ひます。

それから、これは委員長に申し上げたいのですが、それは専門員の運用でございまして、いろいろ人数が少なく苦心されているのかもしれないが、専門調査室で出した法案の問題点というのはあるのですが、わずかに二点でありまして、重要な基本的な報告については、ほとんど指摘がないのです。もちろん法案の審議は、議員が責任を持ってやるべきですが、しかし、議員の知識というものは、すべてにおいて万全ではない。そのために専門調査室があるのです。その専門調査室としては、最近法案に対する審議の資料として、非常に不十分な傾向になってきているのじゃないか。これだけの法案について、問題点二点、それもないし、内容を持っていない。この点は、委員長から専門調査室を激励して、もう少し十分な資料を勉強され、人数が足らなければふやすこともあり得るのですから、国会の審議が十全に行なわれるやうにしたい。だから、今後は重要法案について、なかなかその審議が進まない、こういうこともあり得ますから、その点を御了承願ひたいと思ひます。

以上、二点を要望いたしておきます。

○久保田(豊)委員 ちょっと私もそれにつけ加えておきます。いま板川委員から申しましたことは、単に肥料法案だけではない。きのう、おとといから出されました金属鉱業等安定臨時措置法案についてもそうです。これもたっ

た二つ、提案理由の説明書と要綱という二つだけです。これで審議しろ、こういうのが、すべて最近の通産省のやり方です。政府全般はどうか知らぬが、こういうことでもって審議はできませんよ。だから、肥料だけでなく、大臣はひとつ部下を奮励して、ひとつあらゆる問題について、必要な資料は——こつちから要求のあったものはもちろんですが、要求のない以前に、審議に必要な関連の資料というものは、そろえて出すのが当然です。それは、なるほど議員が努力してやらなければいかぬというところはわかりますけれども、しかし、議員の能力には御承知のとおり限界がありますから、議員が必要な資料を全部自分で集めるということになる、たいへんであります。私も、努力はいたします。努力はしますけれども、政府ももっと——これはすべての法案について、もっと資料を正確に、しかも事前に、豊富に出してもらわなければならぬ。注文すれば出るので、持っておりながら出さない。そしてわれわれには、こんな資料、これが参考の資料になりますか。この金属鉱業等安定臨時措置法にしたって、すべてこの調子です。ほかの法案も同じです。これでは困る。

それから、専門調査室の人についても、これは少し耳が痛いかもしれぬけれども、もう少し活動してもらいたい。いまのような程度の準備の補助では、役に立たない。もう少し問題を突っ込んで、必要な資料は、あらかじめ議員のほうと打ち合わせるなり、あるいは政府のほうと打ち合わせるなり、委員長と打ち合わせるなりして、もう少し具体的にえぐって、資料とかあるいは問題点の整理をするなり何なりしてやってくれるならば、これは助けになりますけれども、いまのようなは、あつたてなくたっていい。こういう要するに国会軽視のあれというものは、これはこの機会に、この法案で特にそれが目立ちましたからいうのですが、単にこの法案だけではない。すべてについてそうです。この点は、特にこれは大臣から責任を持って答弁を願うと同時に、実行してもらいたい。委員長にしても、これは重大な決意を持ってはつきりした処置をしてもらいたい。これは、自民党の諸君といえども同じだと思う。こういう程度で審議をして通しましたというのでは、これはざつとばらんに言つて、国民に対して言いわけになりませんよ。この点はどうか。いま板川委員の要望に對して、私は、ひとつ大臣なり委員長のはつきりした決意なり、具体的な処置をお聞きしたいと思ひます。

とすれば、ざつとばらんにそれをお話をいただきまして、私どもも鞭撻をいたしまして、皆さまの、また、委員会の運営に支障のないようにいたしたいと存じます。御了承いただきます。

○福田國務大臣 御趣旨を体しまして、十分注意をいたしてまいりたいと思ひます。

○達澤委員長 他に本案についての質疑の通知はありませんので、おはかりいたします。

○達澤委員長 他に本案についての質疑の通知はありませんので、おはかりいたします。

○達澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次に、討論に入るのではありませんが、通告もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○達澤委員長 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○達澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

して、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

輸出硫安売掛金経理臨時措置法案に対する附帯決議(案)

本法は、いわゆる肥料二法を中心とする肥料政策に密接な関連を有するものであり、また、肥料工業をめぐる内外の諸情勢が激変しつつある実情に鑑み、政府は、左記諸事項を基調として、速やかに総合的肥料政策を確立するよう配慮すべきである。

記

一 肥料の輸出による赤字の国内転嫁により現行国内肥料価格を上昇させないこと。

二 ア系肥料の国際輸出競争が一層激化しつつある現状に鑑み、更に積極的な輸出振興対策を講ずること。

三 今後の肥料政策は、単に硫安のみに重点を置くことなく、尿素、高度化成等肥料全般にわたるものとし、特にその合理化計画を明確にすること。

以上であります。

前文についてはいまさら申し上げるまでもないところでありますので、事項別に若干補足的に御説明いたしますと、第一点は、輸出赤字の国内転嫁についてであります。現行肥料二法によつて、輸出赤字は国内に転嫁させないことになっておりますが、すでにFOB仕切りが実施されており、また明年には肥料二法が失効することとなつておりますので、このまま放任しますならば、輸出赤字の国内転嫁の懸念が全くないとは言ひ切れないのであります。

したがいまして、将来も絶対に国内転嫁による価格上昇を来さないよう、対策の確立を急ぐ必要があると存するのであります。

第二点は、輸出振興対策についてであります。ア系肥料の輸出に関する諸外国の熱意は、高まる一方であり、東南アジア等に対する欧州諸国の売り込み競争は、いよいよ激化しております。最近では、特に二トレックスの結成があり、その活動が活発化しつつある現状におきまして、わが国の輸出振興対策には見るべきものがないといつても過言ではないことは、まことに残念といわなければなりません。ア系肥料は、わが国にとつては付加価値、外貨手取り率がきわめて高い重要な輸出品であり、また、肥料工業の設備等の実情から見て、これを健全な輸出産業として育成していかなければならないことは、御承知のとおりであります。

この観点からして、肥料の輸出振興策の必要性は、あらためて申し上げるまでもないところでありますが、この際、とりあえず肥料輸出にあつての延べ払い条件の緩和措置を講ずるとともに、万般の輸出振興対策を早急に、かつ、強力に推進すべきことを特に要望するものであります。

第三点は、今後の肥料政策についてであります。肥料の需給計画、合理化計画、価格目標等は、従来硫安偏重のきらいがあつたのでありますが、尿素、高度化成等の需要と生産は、今後増大の一途をたどるものと思われ、肥料政策においては、広く各肥料全般について総合的な計画を立て、特に重要な肥料については、その合理化目標を含む合理化計画を明らかにす

る必要があると存するのであります。
以上の趣旨によつて、本附帯決議案を提出した次第であります。何とぞ全会一致の御賛同をお願い申し上げます。
○逋澤委員長 以上で趣旨の説明は終りました。

採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逋澤委員長 起立議員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付するに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求められておりますので、これを許可いたします。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣 ただいま御決定を見ました附帯決議につきましては、その内容を十分尊重して、今後措置をとつてまいりたいと考えておる次第であります。

○逋澤委員長 なお、本案に関する委員会の報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○逋澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○逋澤委員長 次に、内閣提出の金属鉱業等安定臨時措置法案を議題とし、質疑に入ります。松平忠久君。

○松平委員 金属鉱業等安定臨時措置法案に関しまして、質疑を申し上げます。自由化を前にいたしまして、それぞれ

第一類第九号 商工委員会議録第三十一号 昭和三十八年五月三十一日

の対策が講じられつつあります。これは、昨年の本会議における決議に基づいて、政府側においてそれぞれの対策を実現させる、こういう措置をとられておるわけでありまして、その意味におきましては、われわれも、昨年の本会議の決議の推進者といつたしまして、御同慶にたえないところであります。

しかしながら、今日までの対策は、名前が同じであつても、内容が違つておるような、あるいは内容が後退しておるというような面がかなりございまして、したがつて、その運営については、今後心配が予想されておるところでございます。そこで、それらの問題につきまして、この際若干質問を申し上げ、さらに、本法案は、小委員会におきまして詳細に質疑をしたいと思つております。

政府におきましては、自由化の速度を早めるといふ考えのもとに、今日まだ自由化されておらない非鉄金属、鉛、亜鉛のごときも、時期を早めて自由化するという方向に踏み切つたような新聞報道を見ましたが、これらの非鉄金属で自由化されておらないもの

の自由化を、一体いつごろまでにやるのか、時期をどの程度早めたのか、こういうことについて伺いたいと思つて存じます。

○福田通商産業大臣 自由化の問題は、御承知のように、日本の経済を世界の経済とよく手を組ませて、しかも日本経済を大きく発展させていくという目的で、できるだけこれを進めていくというところについては変わりはないと思つておるが、ただいま御指摘がございまして、非鉄金属の問題については、われわれは、まだいつの時期に自由化する

か、またこれを早めようというような考え方である時期を決定しようとは考へておりません。これは慎重に考へておるわけでございまして、日本の非鉄金属に対して重大な支障を起すおそれがあると考えておりますので、つとめて慎重に態度を決定いたしてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○松平委員 非鉄金属の自由化は、きつめて重大な影響を与えるので、その時期を早めるということは、私どもとしては、諸般の政策が実現されて、大体めどがついたときでなければ、してはいかぬというところをかねがね申しておつたのでありますが、ただいまの大

臣の言明によると、慎重にする、こういうことであつて、それまでの間に、各般の政策を実現させていかなければならぬと考へておるわけでありまして、そこで伺ひたいのは、たしか昨

年の暮れであつたかと思ひますが、石炭産業におきまして重大な危機に直面し、そして石炭政策のある意味の転換をはからなければならぬというので、もろもろの政策が決定されたわけでありまして、そのときに、閣議において大臣が発言をされて、非鉄金属について石炭に準ずる措置をとらなければならぬといふことで、閣議の決定を見た

というのを聞いておるわけでありまして、その石炭に準ずる措置といふことで閣議の了解を得た点については、どういふ点について一体石炭に準ずる措置をとるといふことに了解を得たのか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思ふ。

○福田通商産業大臣 確かに私は、閣議におきまして、いま御質問がございまして、

たような趣旨の発言をいたしておるわけでありまして、ただ、石炭産業と非鉄金属とは、その内容におきましていさゝか相違をいたしておる面があり、共通の面もございしますので、これに對しても適當な援助の措置を講ずべきであるといふことを閣議において主張いたしておつたわけでありまして、その後、いわゆる失業者といひますか、終閉山になつたような場合の労働者の対策につきましては、石炭にお

いて実施をいたしておるものの一部をそれに準用いたしまして処置をいたしておりますが、石炭と同じ程度の扱いにはいたしておらないわけでありまして、それは、先ほど申し上げましたように、石炭産業と非鉄金属との間に

おいていさゝか相違の点もございしますので、そういう点も考へながら措置をいたしておる、こういう次第であります。具体的な内容につきましては、

○松平委員 石炭産業と非鉄金属とが全然同一のものでないといふことは、これはだれも承知である。したがつて、石炭産業同様ではなくて、石炭産業に準ずる措置をとるということになつたことは、了承ができません。しかしながら、準ずるといふことは、ある程度石炭産業に対する政策を非鉄金属にも準用するといふことでありまして、そのことは、ごくほんの一部をすることとが準用であるのか。準用といふことは、石炭産業に対する政策の少なくとも六〇〇程度はしていかなければならないといふことが、常識的には準用

と思うのでございしますが、お伺ひをしたいと思いますのは、石炭産業における離職者対策については、その離職者対策については、その骨子とするところは、石炭産業離職者に対して一日四百五十円、その後与野党で話し合ひをした結果、いわゆる家族加算と申しますか、扶養加算としまして五十円を追加する。すなわち、五百円を平均して二年間、失業保険を最高一年といひまして、その後二年間継続するといふことが、骨子であらうと思つておるわけでありまして、そのほか、移住資金とか、あるいは住宅対策、あるいは雇用奨励金といふようなものもございするけれども、その骨子となるものは、離職者に対する手当だらうと思つておる。この問題については、今日まで通産省は、労働省との間に一体どういふ話し合ひをしておるのか、お伺ひをしたいと思います。

○福田通商産業大臣 準じて処置をしようと申し上げたことについて、六〇〇くらいはやらなければいかぬじゃないか、こういうお話であります。非鉄金属に対する扱い、石炭産業に対する扱いといふことで、一番大事なことは何かといへば、やはりスクラップ・アンド・ビルドといひます。将来その産業を育成して、そしてその産業の中にある労働者その他の人たちが安心して仕事ができるように、しかもまた、その産業が日本の経済に寄与し得るような姿に持つていくことが、一番大事なことであります。私は思つておる。石炭産業におきまして、この場合においては、スクラップ・アンド・ビルドといふ形において表現されておるわけ

ございまして、非鉄金属の場合におき

ましては、そういうような今後の対策として、いまここに出ております法案、採鉱融資事業団法案その他も出して、これを育成していく方面にも大いに力を入れていくということでございます。しかし、今日の段階におきまして、そういったものもございまして、そういうものもございまして、やっつけられないようなものもございまして、そしてそれによって、労働者の方が失業をされるという場合があるわけでありまして、そのときには、その失業という面においては同じことでございますが、しかし、これは必ずしも非鉄金属だけではなくて、ほかの繊維産業におきましても、どの産業においても、失業という問題がないわけではございません。これをどの程度に取り上げていくかということは、政策の問題にも関係してくることであります。もちろんそういうものを全部取り上げて処置するということがいいわけでありまして、それを石炭と同じ程度にやるかどうかということになります。いろいろ財政面の問題もあつたり、あるいはその他の事情等もございまして、なかなか取り上げにくい場合もあることは、御承知のことだと思つております。したがって、私たちがとしては、非鉄金属は石炭と同じようなものであるからしてという趣旨で、できるだけするように努力したつもりでございますが、いろいろ予算編成その他の問題に当たりまして、なかなか思うように、われわれが考えたほどにはいっておかないという意味で、おしかりを受けることはわかるわけでございますが、その間の詳しい経緯を話させていただきますので、局長から答弁をいたさせたいと存じます。

○川出政府委員 ただいま大臣から、大綱につきまして御説明があつたわけでありまして、石炭対策と鉱業対策とは、同じ地下資源ということで共通いたしておりますし、体質改善をするという面でも共通しておりますが、金属鉱山の場合は、鉱物をさがす意味の探鉱に極力重点を置きまして、探鉱融資事業団もすでに設立をされておるわけでありまして、それから、大臣がさっき言われました雇用安定に関する問題も、これは石炭と非常に共通する点がございます。探鉱融資の答申にも、石炭に準ずる措置ということがあつておるわけでございます。通産省といたしましては、極力石炭と同じように努力をしておるわけでございます。昨年の十二月十七日に、雇用促進事業団の業務方法書の一部を改正いたしました。訓練手当の増額であるとか、技能習得手当、別居手当の創設とか、そういう点につきまして、石炭に合わせるように努力いたしますとともに、雇用促進事業団法の改正によりまして、住宅確保奨励金、あるいは雇用奨励金の確保につきまして、石炭並みの措置がとられるようになったことは、御承知のとおりであります。ただ、先ほど松平委員から御指摘がありましたように、雇用促進手当、就職促進手当につきましては、石炭の場合、一つの場所から大量に発生するというような特殊の事情がございまして、非鉄金属とは必ずしも同じでないというような政府内部の意見が強くございまして、実現はしなかつたわけでございます。

○松平委員 石炭産業に準ずるといふことが閣議で了解されているのであつて、繊維産業に準ずるといふような了解ではないと思つております。ほかに失業者は出ます。しかし、ほかの失業者に準ずるといふことは閣議の決定ではないわけであつて、石炭産業に準ずるといふ決定になっているわけですね。したがって、この際、ほかの失業者の例をどつてやるこの説明のしかたは、当てはまらないと思つております。それは大臣に特に申し上げたいと思つております。そこで、石炭産業に準ずるといふ措置について今日までとつてきたところは、いま御報告がありました訓練手当とか住宅の関係、このくらいではないかと思つております。あとの離職者の手当については、就職促進手当は一文も出ておらない。移住資金も一文も出ておらない。中小炭鉱がつぶれた場合のように、退職金を出すことができなかったときに、政府が十万円を限度として退職金を出してやるという制度もございません。それからむろん扶養加算もない。こういうことが、一番重要な、最も助成として額の大きいものは、全部非鉄金属には当てはまらない。準用されておらない。そうして額の一歩小さい訓練とか住宅の関係とかいうことだけが準じておるといふようないままでのやり方というものは、石炭産業に準ずる措置ということにはならぬと思つております。たとえば金の面でいうならば、いま申しましたように、就職促進手当というものは、扶養加算を入れて五百円、しかも二年間、それから移住資金は、たとえば北海道から東京に来る場合において、移住資金として国家が出しておるのは、家族約八万円。中小炭鉱がつぶれてその退職金が出せないという場合におきましては、

三十万円未満のものに対しては、三十万円までは、その差額について政府が最高十万円は出してやる、こういうことが決定しておる。それらのことは、ことごとく非鉄金属にはない。これは一体どういふわけですか。これはどういふふうにいまままで政府内部で折衝してきておるのか。一番肝心かなめもののは準用せずして、付帯的なものだけ準用するというやり方は、なるほど繊維産業とか、あるいは駐留軍の離職者に準ずる程度しかやっていない、こういうことなんです。閣議において石炭産業に準ずる措置を講ずるといふことが、今日までそれらしいことはほとんどやらない。肝心かなめものは財政上だめだということでもって見送りになっているのが、今日の状態だろうと思つておる。そこで、このことは、もうちょっと考えてみなければならぬと思つておる。なほ、石炭産業と非鉄金属の間には違つた問題もございまして。しかし、いまあなたがおっしゃいましたように、共通した面が非常に多いということ。しかも、これは自由化の波に直面しておるといふ危機が迫つておる。こういうことでありますから、ほかの、つまり石炭産業以外のものとこれを同じように取り扱つて、つまり駐留軍の離職者対策に準ずるようなことしかやらぬということとは、これは閣議の決定にそむいておると思つておる。この点どうですか、大臣。

○福田田務大臣 仰せのとおり、準じてという意味の解釈ということはあるんですが、方針として準ずるといふ場合に、私申し上げたのは、離職者対策といふのは一つの対策、一つの柱ではございますが、しかし、これを育成していく、鉱業自体を育成していくということも、何といつても一番大きい。何となれば、そこに残された労働者の人たちの待遇改善その他は、かつてここに出てくるわけでありまして、そういうことから言いますと、そういう面は非常に重要な柱になるわけであつて、そういう点から見れば、われわれとしてはかなり前向きな姿勢で、あなた方がこういうことをしたらいいじゃないかということまでできるだけのたわけでありますから、その意味では及第点をいただいております。その及第点のほうを加えてみますと、いま労働者に対する対策のほうは、なるほどそのほうの点数は幾ぶん悪くなりまして、平均点のほうでは大かた六十点くらいはちやうだいできるんじゃないだろうか、こういうような考えでおるわけでありまして。しかし、これは答弁としてはかえつてあなたにおしかりを受ける答弁になるかもしれないが、われわれとしても、失業者が出ることを好んでおるものは一人もいない。なるべくその産業がうまくいく、そしてそれをうまく育成していくことが、一番の願ひであります。また出た場合には、できるだけそういう人たちに、理由はどうであらうとも、あたたかい気持ちでこれを処置していきたいということ、これは事実でございます。しかし、政治というもののから見て、どこで線を引くかということとは非常にむずかしいことになるわけでありまして、線の引き方が悪いということでございます。すれば、全部やらなければいかにぬということになる。いまのあなたは、繊維とかあるいは駐留軍なんというのを引っぱり出すのはけしからぬ、こう仰

せになりますけれども、失業するといふ事態においては同じだと思ふ。だから、そういう人が出たら、これは全部救済するという政治にしたいと思ひます。しかし、そこにはやはり予算とかあるいはその他の制約というものが、どうしても出てくるわけでありまして、それではたいてうまくいくかどうかということがありますので、どこかで線を引かなければならないということから、今回の場合においては、石炭に限って線を引かざるを得なかったというところでございまして、あなたの御趣旨に沿うにはわれわれとしても今後努力はいたしたいと思ひますけれども、なかなか思うようにいかない面があることも、松平委員の御理解を賜ることができるとはでないか、かように考える次第であります。

●松平委員 その点は、むずかしい点もあるであらう。しかしながら、いまあなたがおっしゃった石炭産業に準ずるといふことは、全般の政策として準ずるようなことにして、そしてたとえば探鉱融資事業法というものを制定して、これによつていわゆる食いつなぎというか、そういうことをしていかなければならぬということ、それはまあほめられるのじゃないかとおっしゃいましたけれども、これは六十点くらいは差し上げてほしいと思ふのです。ところが、ここのほうは二十点しか差し上げられない。全然やらないんだから、二十点もいかにぬくらしいです。

行つてみて、悲惨な状態を見てきた。がらんとしたところに、昔なら小学校の生徒が三百人以上おつた、ところが今日行つてみると、二十人かそこらしかいない。こういう実情でもって、しかも別れ別れに暮らしているというやうな状態なんですね。こういうものが、たとえば松尾鉱山にもかなりあるというのを聞いておるし、やはり大量に出ておるところがあるわけですよ、実際にいます。そうしますと、やはりこの離職者手当というやうなもの、一番肝心なための政策なんだから、離職者手当というやうなものをやはり考へていかなければならぬのではないか、石炭に準ずるといふなら、考へていかなければならぬのではないか、こう思ひます。ところが、片方の炭鉱の方は、なるほどスクラップ・アンド・ビルドで、スクラップ化するという場合におきましても、炭鉱の経営者自身が金をある程度出すということになつて、政府も金を出してあつたことが、そういう政策は、いまのところこの鉱業にはない、非鉄金属にはない、こういうことであるから、離職者就職促進手当というものについて、その経営者の、何というか、足並みがそろわぬということがあるかもしれない。あるいはまた業種、業態が非常に多いというところであるから、石炭のような画一的な、統一された職業ではないというところから、むずかしいという点もあるかもしれない。そういうやうなことも考へられます。しかし、この問題について、一体通産省と労働省とが折衝をしたことがあるのかどうか、あるいは大蔵省と折衝をしたことがあるかどうか

かというところで、もう初めからあらためて折衝しないというんなら、これはもう何を言わんやだけれども、いままでの経緯をひとつ明らかにしたい。やる気があるかどうかというところなんですね。

●川出政府委員 実は、ただいま御指摘の石炭の場合の離職金の問題でございしますが、これに相当するものが金属鉱山にはないじゃないかという御指摘でございしますが、全くそのとおりでございまして、これは、通産省といたして、いろいろ研究を重ねたわけでも、いろいろ研究を重ねたわけでも、いまだ、石炭の場合には、スクラップ・アンド・ビルドと申しますか、買上げ制度、これはただいま御指摘のとおりの方をやっておりまして、納付金制度もそれに加味されて、民間からもトン当たり幾らというところで出資積み立て制度でございまして、離職金制度が可能になつておるわけでございます。金属鉱山につきましても、石炭の事情とその点が異なつておりまして、買上げ制度を一律になかなかやれない状態でありまして、探鉱次第でまたよくなる鉱山も出てくるわけでございます。そういうやうな事情がございまして、現実の問題といたしまして、確かに大土森鉱山のような一山一社、退職金も十分に出不ないという場合に、いかにするかというところは、現在も非常に苦慮しておるわけでございます。現在のところ、ただいま申し上げました事情で実現していないわけでございます。今後、この点は、現実の問題として確かに必要なわけでございます。研究を続けたいと考えておる次第でございます。

●松平委員 もう一つ、中小の炭鉱がつづれた場合の退職金の問題ですが、炭鉱の場合には、いま、三十万円未満の場合には三十万円になるように政府がめんどうを見てやる、こういうことがあるけれども、この中小の場合はそれが全然ないで、それはどうしてできないのですか。その辺についての折衝というものは、やつたのですか、やらぬのですか。もう初めからこれはむずかしいといつてやらぬのかな。

●川出政府委員 石炭に準ずるといふことでございまして、そういう意味で石炭に準ずるやうにいろいろな措置について検討してもらいたいというところで、労働省等とは相談をしたわけでも、いまだ、雇用促進手当につきましても、具体的な問題として取り上げられては、具体的な問題として取り上げられなかつたやうに聞いております。

●松平委員 これはあれですか、事務的にただ課長同士ぐらゐでもってやつていて、それでこれはだめだといふのであらためて今日までできておる、こういうことですか。もつと政策的に考へて、大臣の段階で折衝するなり、あるいは局長なり、あるいはは政務次官なり、あるいはは党へはかるなりといふことで、もう少し政策的に動けないものかね。課長ぐらゐでだめでもってもうあきらめておるというの、いままでの実情のやうに聞いておるのだけれども、これじゃいつまでたつてもうまういかぬと思ふのです。

●川出政府委員 ただいま御答弁しました点を多少補足させていただきます。実は金属鉱業等離職者対策懇談会というものが、労働省の中に設けられております。これには経営者側、それから労働者側、それから官庁、雇用促進事業団というところが参加をいたして

おりまして、金属鉱山の離職者問題について懇談会を開くことになっておりまして、現在までに開いておりまして、予算の際でもございしたので、その際の席上では、通産省の方から、労働省もこれは責任者が出ておるわけでございますが、議題として出したというところはあつたわけでございます。

●松平委員 それはどの程度のクラスの者が行くのですか。

●川出政府委員 労働省のほうは、職業安定局長でございまして、通産省のほうは、鉱山局長でございまして、それから経営者のほうは、鉱業協会の副会長でございまして、それから労働者の代表は、全鉱の委員長でございまして、日経連の理事も入つておられます。

●松平委員 そのクラスだったら、私はもう少し話を煮詰めていくことができないのではなからうか、こういうふうな理由のところが、それができない一番の理由というものは、どこにあるのですか。スクラップ・アンド・ビルドの政策がないのであるから、いわゆる業者間において負担をするという、そういうことができないというの、その一つのガンなのか、あるいは大蔵省がどうしてもいかぬというのか、どこに一体そのガンがあるのですか。

●川出政府委員 いろいろ原因はあるのかもしれないが、私は、石炭と違うのは、石炭が非常に同一地域で大量に離職者を同時に発生する、したがつて、社会問題として非常に大きな問題になるというところが、金属鉱山と必ずしも同一でない一つの理由ではないかと思ふのでございまして。

●松平委員 それで、この問題は、もう少しこれは懇談会の席上へでも移し

て、私は集約していくべきじゃないかなうかと思ひます。ですから、ここでこれをやりとりしておつてもしょうがないと思ふのですが、この離職者対策については、この一番重要なところが抜け穴になつて、穴があいちゃつていゝ、こういうことなんです。そこで、ほんのちよつぱりただ準じておるといふだけにしか解せられないので、この点についてはもう少し政策的に準ずる方針というものを推し進めていくといふことについて、大臣の決心をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 先ほども申し上げたように、基本的な考え方としては、私は賛成したいと思ふのでありまゝす。しかし、そういう場合に、ただ線を引くかといふことになりまゝす、そこにはいろいろの問題が起きます。しかし、これは救済するような方向で考えてみようじゃないかといふことについては、何もわれわれ決して反対でも何でもないのであります。かつまた、実行に努力するといふことはけつこうだと思ひますが、しかし、線の——政治は線の引き方とて議論が出てくるわけなんです。全然同じものなら、完全に不公平といふことになりまゝすから、これはそのとおりやらなければいけません。しかし、先ほども申し上げたやうなことがあるし、だから、これは取り上げよう、これは取り上げまい。——ちよつぱり入学試験の採点みたいなもので、全部入れてしまったほうがいいじゃないかといふば、それは入れたにこしたことはないが、全部入れたらどうにもならぬ。それが予算とかなんとかといふことで制約を受けるわけなんです。

だから、そのところはひとつそういう意味で研究しろとおっしゃれば、もちろん私としては研究はしたいと思へておる次第であります。

○松平委員 それではとてもだめだね。大臣が決心してないからだめなんだ。腹はもうあきらめていゝといふやうなかつたにしかとれません。それではほんの二〇%ばかりだ準ずることをやつて、あとの八〇%はもうこれは線を引いて放棄するのだ、いまの答弁からいふならば、この腹じゃないかといふふうに見えます。私はそういうことじゃないのだ。やはり石炭産業に準ずるのだつたら、これから自由化になれば、小さいのがますますばたばたぶれていくんですよ。小さいのがつぶれていくとするならば、退職金の問題にしても、あるいは離職者の問題に出ている。それに対して、ただ検討検討といふことでもって自然の成り行きにまかすといふところに、そういうことじゃ、一体何のために準ずるといふことに閣議で決定したのです。

○福田国務大臣 私は一般論的にお話をいたしておるので、この問題について認識がないわけではございません。やはり山でもって鉱物を掘つておるといふ点では、一致しておるわけでありまゝす。そういう意味からいって、したがって、これはもう準じて扱いたいといふことは、私自身が閣議でも実は述べておるのであります。したがって、私が努力をするといふこと、その意思は疑わぬようにしていただきたいと思ひます。ただ、私があまり先のことまで申し上げて恐縮だけれども、それ

じゃできるか、こゝろ言われたときに、私は、それをできるといふお約束までするわけにいかないといふこともありましたから、いささかあなたからおしかりを受けるやうな答弁になつたかもしれませんが、努力することには変わりはないと思ひます。

○松平委員 これは鉛、亜鉛といふやうなものが自由化をするといふやうな前までに、この問題は解決しておかなければならぬ問題だと、私どもの見解としては思つてゐるのです。したがつて、そういう大臣の決心であるならば、もつと事務当局を奮励したりいろいろして、これを軌道に乗せるやうな方向にやはり努力をすべきじゃないかといふことは私は思ふ。一年おくれるといふことになりまゝす。しかし、一年おくれるでも、できれば非常に歓迎すべき、最もわれわれが期待をしてゐる政策の一つでありますので、これはどうしても次の国会までには何とかものにするといふ考え方で所要の努力をしてもらいたいといふのが、私の気持ちであります。

それからもう一つ伺つておきたいのは、今度出された法案であります、この出された法案は、大體骨抜きにたつたやつで出されてきたわけでありまゝす。そこで一つ伺いたいのは、非鉄金属の国際相場といふものが、その国際相場から非常にかけ離れた出ものといふものがあつて、そうしていわゆる国際価格といふものを攪乱しておる、こゝろ実情のやうに承つておるわけでありまゝす、こゝろ攪乱された値段、安定してない値段といふことのために被害を受けてゐるのは、私は日本だけじゃないと思ふのです。これは

もうヨーロッパにしても、アメリカにしても、いずれもこの攪乱工作については被害を受けておると思ふのです。

したがつて、新しい考え方によつて、国際相場といふものを各国によつて安定させていくといふ、各国がその心がまえにならぬとだめだと思ふ。これは南米にしろ、あるいはカナダにしろ、そういうところのものがやはり同調して、そうして国際的に安定をはかつていくといふ方向にいかなければ、なかなかこの問題は解決できないと思ふ。ところが、そういうやうなことについて、私も業者の方から聞いてゐるところによると、何とかしてそういう努力をしたいといふので、業者間の話をしておるといふことも聞いております。また、そういう業者間の話に對して、ダンピングをやする連中も、これはダンピングをやつてはいけなくなつたのだといふことで、考え直してくるやうな方向も出ておるといふことを聞いておるのです。ですから、もう少し高い、政治的にこれを取り扱うといふことで、いわゆる国際間において、もう少し安定策といふものを進めていくといふやうな考えは、政府内部にはあるのかないのか。それは昔も銀協定その他ございましたけれども、それはアウトサイダーが出てすぐだめになつたといふいきさつもございます。しかしながら、そういうやうな動きで、ある程度の申し合せをすれば、これは当分は続いていくといふままの慣行もあるのだ、銅、鉛、亜鉛といふやうな非鉄金属について、もう少し国際的にこれを安定していくといふ努力を外国の政府と一緒にやつてやるという考えはあるのかないのか。また、そう

いう試みをされたかどうかといふことをお聞きしたい。

○福田国務大臣 実はこの問題は、農産物の問題についても、同じ種類の問題でございます。農産物等につきましては、できるだけ国際的な立場において問題の解決をはかるよりしかたがないじゃないか。特にE.E.C.との関係、米国の例の貿易協定に關連いたしまして、あなたも御存じのやうな、いろいろな関税一括引き下げ等々の問題がございます。こゝろいふことと關連をいたしまして、日本の場合においても、農産物等については、そういうやうな国際協定によつて問題を処理するのが一番合理的であるし、根本的な解決になる、こゝろいふやうに処理をいたしてまいりたい、こゝろ考へておるわけでありまゝす。この非鉄金属についても、國連のうちに、御承知のやうに、鉛とか亜鉛とかの會議がある。それからまたタンクステンの會議等がございます。何らかの形でこれは国際的に問題を解決せねばいかぬのではないかと、こゝろ考へてゐまして、われわれとしても、いまあなたのおっしゃつたやうな意味で解決ができれば、これが一番いい方法である。もう日本の經濟といふものは、日本の国内だけで解決することができない問題がたくさん出てきておりますので、やはり国際的に問題を解決していくといふ考え方に立つべきであるといふあなたの御主張に對しましては、私は傾聴いたして、その趣旨を進めてまいりたいと思ひます。

○松平委員 もう一つ、大事な問題であるから伺いたしたいのですが、今度のこの法案を實行していくといふ場合においての一番の眼目は、私は資金だろう

と思います。目標年度を定めて計画化して、いわゆる基本計画を立てる、その場合においても、生産費その他の合理化の目標を立てる、あるいは技術の向上、設備の近代化をやるかいたしたとしても、ことごとくこれは金の問題であらうと思うのです。そこで法案を見れば、政府は所要の資金のあつせんをするというような条項もございませう。この資金計画というものは、基本計画を立てるなら、資金計画というものを立てなければだめだと思ふのです。通産大臣は、基本計画を立てるわけでありませう。同時に、この資金計画というものも裏づけとして立てるだらうと思うのです。そういう場合における実際の資金というものは、足りなかつた場合には、開発銀行なりそういうものを使おうという考えでありますか、どうですか。

○川出政府委員 体質改善のためには、金融政策につきましても、探鉱も必要でございませう。これは探鉱融資事業団なりあるいは中小企業に対する探鉱補助金というルートになるかと思ひます。それから製錬所の合理化あるいは採選設備の近代化につきましても、これは開発銀行なり、あるいは北海道東北開発公庫、あるいは中小企業金融公庫なりが、資金の供給者にならうかと思ひます。

○松平委員 政府関係の資金については、政府自体がおやりになるわけだから、これはできると思ひます。がしかし、民間あるいは民間的色彩とか、いまの開発銀行にしても、中小企業金融公庫にしても、ある程度独立採算制をやっておるわけですか。そこで、これらのものが、この基本計画を樹立

したときに、資金計画についても、そういう銀行筋とか、金融関係というものは協調していかなければならぬと思ふのですが、それはできるのですか、協調させ得るのですか。

○川出政府委員 この市中金融につきましても、これは強制するわけにももちろんまいりませんので、国の金融機関が率先をして融資をすれば、なるべくそれに協力をしていただくという形でお願いすることにならうかと思ひます。

○松平委員 時間がないうです。私はいくつかでやめまして、小委員会等でこまかい問題の質問をしたい。以上で終わります。

○達澤委員長 この際、おはかりいたします。理事會において御協議願ひましたとおり、本案を当委員会の金融部山に關する小委員会の審査に付するに御異議ありませんか。

○達澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

八案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許可いたします。小笠公昭君。

○小笠委員 中小企業法のわが国の経済、社会に占めております重要な役割、またこれまで果たしてまいりました偉大なる効果につきましても、いまさら申し上げるまでもございませう。私は、中小企業その社会的、経済的地位の重大なるにもかかわらず、苦難の道を歩んできたことも、また事実であります。このためにいろいろな施策が行なわれてきたのでありますが、いまだ全体的かつ総合的な視野のもとに、その政策の方向あるいは態度が明示されなかつたのであります。ところが、このたび、中小企業のあるべき姿とその政策の総合的目標を定める中小企業基本法案が、政府、日本社会党及び民主社会党からそれぞれ提案され、これを審議する機会を得ましたこと

を、まことに時宜を得たものと喜びに思ふと同時に、提案をせられた各々の方々の労を多とするものであります。また、中小企業界多年の要望も、おそらくこの点にあったのではなかつたかと思ふのであります。

私は、法律案の内容とその意図する方向を明らかにするため、政府案を中心としながら、他の二法案に關連せしめつつ、若干の点について質疑をいたしたいと思ふのでございませうが、簡明にお教えを願ひたいと思ふのであります。

今日、日本経済の実情を見ますときに、日本の産業経済は大きな転換期に際してあり、ある意味において新しい試練期に入らんとしているものであります。すなわち、貿易為替の自由化、OECDへの加入、関税の一括引き下げ問題等、重大なる問題に直面いたしております。したがって、これまでの貿易為替の制限による保護政策、あるいは関税政策の運用による保護など、日本産業の保護政策は十分にたれなくなり、自由なる国際競争の中に突入しようとしてゐるのであります。かつまた、急速なる技術革新の波は、産業構造及び需要構造の上に大きく変貌を与えんといたしてゐるのであります。私は、この事態は、わが国の産業全体に大きな影響を与えるばかりでなく、中小企業に面して大きな変貌をもたらすものと考えてゐるのであります。この点から考えまして、今後の日本の中小企業が、日本産業経済の中にならざるを得ないでいくであらうか、どんな点に最も困難なる事態を招き、またどういふ変化が出てくるであらうかなど、いわゆる中小企業の未来図、ビジョンというやうなものを政府はどう描いて、その上にこの基本法案を立案せられたか。まず、変革期に際しての日本の中小企業の将来の未来像をいかに考えておられるかを伺ひたいと思ふのであります。

○福田田務大臣 お答えをいたします。お説のとおり、いまの日本の経済は、御指摘のありました為替自由化の問題とか、あるいは関税一括引き下げ、あるいは技術革新の問題等々、いまだかつて日本の経済がこれまでに経験をしなかつたやうな大きな変貌期にあるわけでありませう。しかも、その中にあって、日本のいわゆる中小企業というものが今日まで保護政策の中にあって育つてきておりますが、その保護政策

の中において育つてきた日本の中小企業というものは、歴史的な過程から見たり、あるいは日本の土地の地理の条件、人口の問題等々から、いろいろの特殊の事情がございませうから、アメリカとかイギリス等の中小企業とはまた変わった意味での姿を持つておること、これもまた事実であります。そういうやうな段階において、われわれがいま特に日本のいわゆる経済で中小企業に与えていくであらうという大きな要素を考えてみますと、やはり製造工業等においては、技術の進歩というものが非常なスピードで進んでいくというところに、私は大きな問題点があらうと思ふのであります。現に戦争が済みましたから、外国から導入いたしたいいわゆる技術というものが、二千件近くにも上つておるわけでありまして、現在欧州あたりで、EEC六カ国の間でお互いが技術の交換をしておるのを見ても、年間二百くらいでありますけれども、日本では、いま各国からの技術を取り入れてゐるのは、一年間に三百件近くございまして、たいへんなことなのでございまして、こういう点を見ても、いかにこの技術革新というものが大きく日本の経済を変貌しつゝあるかというところは、はかつていただけたと思ふのであります。また、それだけのいわゆる技術の導入があつて初めて日本の経済がこれだけ大きく、世界が目を見張るほどの成長をなし遂げてきておるのであります。こういう点から見まして、日本の経済というものは、そういういわゆる技術の導入というものが、あるいはまた日本国内における技術のいわゆる開発

といひますか、革命といひますか、そ

に、いろいろ違ったニュアンスが出てくる問題ではないかと思うのでございます。すなわち、政府の前文は、公正かつ自由なる競争のもとに「経済的社会的制約による不利を補正するとともに、中小企業者の自主的努力を助長し」もって中小企業の安定をはからんといはれております。社会党案第一条及び第二条は、本法案の基本的性格をなすものでございまして、いろいろな措置をし、「もって国民経済の二重構造を解消する」ということをうたてておるのであります。私は、この二重構造という言葉につきましても、法律上に使われましておそれる初めの用語であらうと思うのであります。社会党の御提案の基本的性格は、この国民経済の二重構造をいかに定義するか、いかにこれを理解するかによつて差が出てくると思うのであります。しかも産業、経済の二重構造論につきましても、諸説があるのであります。経済企画庁の大來君のように、先進国的経済構造と非先進国的経済構造が併存して国民経済をつくつておることだと言っている者もある。あるいはまた、各企業における賃金格差のはなはだしい状態をもつていわゆる経済の二重構造と言っている人もある。さらに篠原博士のように、近代的な経営形態と非近代的な経営形態とが混在しておる、かつ、その間に賃金及び所得の格差、断層がすこぶる大きいものを称して、経済の二重構造とも称しておる者もある。また、説をなす者は、日本経済に二重構造なし、それは傾斜構造だといふような学説もある。かくのごとき考へてまいりましたときに、立案にあたりまして、国民経済の二重構造という

のをどうお考えになつて法第一条、第二条にお書きになつたか、提案者の御親切なる御説明をお願いしたいと思ふのであります。

先進国にもございせん。ベルギーは、中小企業省という省がございすけれども、しかし、その対象とするところは、われわれがいうところの中小企業者ではなくて、職人階級の生活を上げていくために中小企業者というものが存在しておるということでございます。ただイタリアが少し似ておるような気がいたしました。いわゆるコロンボ法、商工大臣のコロンボ法というものがございまして、このコロンボ法というものが、わりあい参考になつた。そこで、一体なぜ、日本には一つの断層があるけれども、先進国には断層がないかということ、これが大きな日本の特徴ではなからうかと思ひます。それは、戦後における資本主義の発展段階というものがそうさせてしまつた、つまり日本の資本主義の発展というものは、御承知のように、政府権力と結びついて発展をしてきたわけでございまして、したがって、明治を通じて今日に至りまして、ことに戦後は、破壊の中から日本が立ち直るといふことのために、大きな権力と大きな資本とが結びついて今日の発展をしてきたわけでございまして、そこで、その中に取り残されたようなのが、いわゆるこの中小企業の実態でありまして、そこで経済と申しますか、組織の問題にしても、あるいは金融の制度並びに税の制度、そういうものを、いわゆる経済の構造でございしますが、そういう経済の構造が、法律的にも、制度的にも、大企業に非常に有利な制度ができて上がつてしまつた。ところが、その反面においては、中小企業はそういう大企業に都合のいいような制度の恩恵にはあらずからないという仕組みがここに

出てしまつた。一例をあげれば、たとえば金融にいたしましては、御承知のように、大企業ほど金融をするのに楽である。つまり低利な長期の資金というものを借り入れることは、大企業とて下へいけばいくほど、小さくなればなるほど金利は高いというのが、日本の実情であります。そういう一つの金利政策というものが、仕組みというものができておることは、皆さんの御承知のとおりなのです。税金にいたしましても、租税特別措置法一つを見ても、戦後においては基礎産業を復興しなければならぬという考え方から、そういう政策をとつてきたわけでございまして、今日もそれは続いております。そのために、税制にいたしまして、大きなものは減免措置があるけれども、中小企業にはそういうものはほとんどない。そうして家族労働者にとりまして、よくよく妻に対して一万円の基礎控除というものを認めるという制度ができたということでありまして、子供の働いたものに対して税金の免除というものは、今日の言いかえれば、中小企業のほうにおける労働、これによって生計を営んでおる場合におきまして、それらの人が働けば働くほど税金を払わなければならぬような仕組みが、今日の税制でございまして、そういう法律制度によりまして、一つの経済的な仕組みというものが、二つの仕組みのようなものができて上がつてしまつた。それをわれわれは二重構造と称しておるのでございまして、したがって、そういうものをやらなければ、穴を埋めていかなければならない。このことは、政府案におきま

しても、いま小笠君が指摘をなさいましたが、生産性の格差ということでございますが、この生産性の格差ということとは、生産性だけではなく、いま大臣から答弁がありましたが、収益率も格差があるのだ、その他ろ般に格差があるということ、もう少し分析してみたならば、その背景をなす経済環境というものに格差があるということにならなければならぬと思ふのであります。ただ、政府案は、分析をそことめまして、そして現象面だけとらえて、社会的、経済的不利という条件を克服していかなければならないという表現になつております。そのことは、私は言葉をかえて言うならば、もっと分析すれば、その背景をなすところの経済の仕組みというものをある程度直していつて、そうしてこの構造の断層を埋めていくということにしなければならぬことになるのではないかと思ふのです。その点についての政府案の分析のしかたが足りないのではないか。そうして現象面だけとらえて、格差があるといふこと、社会的、経済的不利な条件——これは経済的だけではない、社会的な不利な条件があるといふことを政府自身が認めておるわけでありまして、そういうことから言いますと、私は、ここに明らかに、ことに戦後著しくなつた点は、その構造的な二重というものが激しくなつたといふこととございまして、したがって、そういうふうな概念で二重構造というものをこの中に取り入れてきたわけでございまして、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○小笠委員 非常にむずかしい問題を

多々含んでおる、また同時に、一國の國民經濟運行の基本的態度に直結する重要問題であります。いまお話を伺ひまして、經濟の仕組みの中に断層があり、その断層を埋めていくのだ、よくわかりました。

そこで話を進めまして、私は、政府案及び社会党の案、民主社会党の案の中で、政府案以外の案で全然触れておらない問題、それは政府案第六条であります。中小企業者のみずからつとむべき心がまえという問題があるのではありません。馬は川辺に連れていくことはできるけれども、水を無理に飲ますことはむずかしいのであります。やはりみずから飲もうという意欲を、經營の衝に当たる人それ自身が持たなければならぬ。その点についての宣言規定でございしますが、私は必要なことだと思ふのであります。ところが、第二項の問題は、中小企業者以外の者が云々とあつて、これに協力するようにしなければならぬと書いてあります。非常にけつこうではございますが、中小企業者以外の人々が中小企業基本法の諸施策に協力し得るような雰囲気をつくつていくか、空気をそうふうに醸成していかなければならぬと思ふのであります。この点につきまして、政府は、協力する背後の空気をどうつくつていくお考えであるか、伺ひたいのであります。

○福田国務大臣 自由主義經濟の形におきまして、中小企業者といふ、あるいは大企業といふ、いずれも自分の仕事をうまく運営できるように努力するといふ意思がない限りにおきましては、その仕事がかまうまいかといふことはもうおわかりのとおりであります。

かしながら、いかに自由主義經濟のもとにあるとはいひながら、それぞれがみな相關關係にあつて生成發展をしておるのでありますから、中小企業に關係のない者も、やはり中小企業に關係する心がまえでなければいけません。もとともこの第六条は、あなたの仰せになったとおり宣言規定でございまして、これに對して罰則がつくわけでもなければ何でもないわけでありまして、しかし、根本は、自由主義經濟でやっているのであるから、本人がやる氣持にならなければだめですよ、そうすればできるだけ協力するようにしましょう、こういうことを言つておるわけでありまして。と同時に、しかし、中小企業者の努力するものであるから、それに対しては中小企業以外の者もやはり大いにその協力をするようにすべきものである、こういうことを訴えておる宣言規定でございまして、どういう環境をつくつていくかということになります。具体的にはあとでも出てきますが、例としては金融界とか、あるいは地方公共団体とか、国自體等々あげるけれども、しかし、それだけではほんとうは足りないもので、そのほか、すべての施策、すべての者が、こういう氣持ちで、中小企業を育成する氣持ちでなければいけないという宣言といひますか、その点を明らかにしておる条文と御解釈を願ひたいと思ふのであります。

いろいろな書いてございしますが、第一は、中小企業の體質改善、いわゆる近代化の問題、第二は、中小企業を取り巻いておる經濟的、社会的環境の整備、改善と、大体この二つに尽きると思ふのであります。政府案の第九條、第十條、第十一條、第十二條ないし第十四條、社会党案の第二十二條ないし第二十七條、民主社会党案の第十五條か、それに該当するものと思ふのであります。そこで私は、それらの問題について、一つずつ大きな方向だけを伺ひたいと思ふのであります。

中小企業の近代化は、何といつても、先ほど米のお話のとおり、中小企業發展への基本的事項であります。中小企業の近代化と申しましたが、その第一の要點は、物的生産性向上の問題であります。すなわち、設備を近代化する、物的生産性向上の問題である。第二は、人的生産性向上の問題であると思ふのであります。すなわち、經營管理の近代化、科学化であり、技術水準の向上の問題が、人的生産性の向上に當たるのであります。そこで、現在の中小企業の物的生産性を向上させるという見地から考えました場合に、政府は、具体的にこれをどうしようふうにお考えになっておられるのかといふことが、お尋ねの中心であります。

ゆえんであると思ふのでありますが、現実の中小企業は、貯蓄力が少なく、またいわゆる借入能力も弱いといふなければなりません。そこで物的設備の改善にあたりまして、本法案第二十四條で、資金の融通の円滑化を運轉資金を含めて規定いたしておりますが、私は、中小企業の近代化を急ぐために、業種別に年次計画をもつてその近代化計画の進捗を示すべきものと思ふのであります。技術が日進月歩の今日であります。一日も早くそうしなければならぬと思ふのであります。政府は、これまで中小企業振興資金等助成法によりまして、約百四十一億五千万円程度を金庫資金から流して、これの助成に當つてきておる。しかし、これだけではまだまだ足りないものであります。中小企業の設備近代化資金の需要要望に對して、二割か三割がまかなわれていないにすぎないといつても過言ではありません。特に、その二割か三割のうち、その半分近くは政府資金によつてまかなわれておる。二割の半分としまして、一割かそこらにすぎないのであります。そこで私は、現在の政府關係金融機関等におきましては、設備の近代化を促進するという見地から見ても、必ずしも十分な体制になつておらないのではないかと思ふ。そこで、一つの御提案を申し上げたいのであります。たとえば中小企業金融公庫法第一條は、何々の長期資金であつて一般金融機関から融通することをもつて目的とすると、一般金融機関から融通することを困難とするものに限定したておるのであります。中小企業の設備近代化が中小企業振興の大きなてこである、こういう事実にかんがみましますと、中小企業金融公庫法第一條は、あまりにも窮屈である。私は、全体の中小企業近代化資金の供給源としての体制にこれを改正することが、よいのではないかと、こういうふうな感じを禁じ得ないのであります。私は、そういう意味におきまして、この資金問題が何といつても一つのでこである、しかもそれを供給すべき体制がまだ十分でない、こういう意味で、法第二十四條の具體的措置について、どういふ腹案をお持ちになつておるか、これを伺ひたいと思ひます。

○福田国務大臣 お説のように、企業の近代化をはかつていくということが、特に中小企業においておくれておりますから、これを近代化していかなければならぬ。その場合に、いわゆる資金の確保が容易でない、資金を得られない場合が多い。しかも、國が助成しておるといふても、非常にパーセンテージが少ない、この点は、われわれとしてもお設のとおり認めざるを得ないところではあります。それでは、そういうものをふやすようにしなければならぬではないかといふことでございまして、その具體的な方法として、中小企業金融公庫法などを改正をいたしまして、これが中小企業近代化の資金源になるような方策を講じたらどうか、こういうふうなお説でありまして、御趣旨については、われわれは何も反対というか、むしろ賛成はいたしておりますが、しかし、日本の經濟全体、金融面全体から見ても、はたしていまおっしゃつたようにして、どれだけ金を中小企業金融公庫に回し得ると

いうとは、これはまた別途に考えてみなければなりません。そういうようなこともにらみ合わたって考えていくことも、いま仰せになつたような趣旨に沿つて、今後改善を加えていくということには、今後われはもちろん賛成でございまずけれども、非常にドラスティックな意味では、改正を行ない得るかどうかという点については、今後ひとつ研究をさしていただきたい、かように考える次第でございまず。

は近代化していくというときに、一番中小企業が苦しんでおる問題であります。私は、その点では全く御趣旨には賛成で、また、政府部内においても、強く、常にあらゆる機会をとらえて主張をいたしております。そこで、この第九条に基づいて具体的にどういうふうな業種を考えておるかという点につきましては、政府委員から答弁をさせたいと存じます。

○小笠委員 設備の近代化に關連して最も大きい問題に、設備機械の償却期間の問題があります。この問題は、果次にわたって唱えられ、一部の手直しは得られましたが、今日の技術、設備

○**極詰政府委員** 中小企業政策の本命は、先生いまだ触れになりました、先ほどから御指摘の金融と税制、このあたりにあろうかと、こう存じております。特別償却につきましては、御承知のように、現在資本金一億円以下の会

の発展に比べれば、あまりにも長い。私は、この意味から、この特別償却制度であろうと、あるいは一般償却年限の思い切った短縮であろうと、今度の中小企業近代化促進法第九条には、特定の場合におきましては、三分の一の割り増し特別償却制度を認めんといった

社につきましては、それ以上の大会社よりも比較的ゆるい基準で、初年度三分の一のプラスの償却ということが認められて、これは一般的にあるわけでございます。過般この委員会では御決願いまして、四月から施行いたしております近代化促進法によります五年間

しておることは、非常な進歩でありま
す。ただ、本法案が成立した場合に、
これによって指定される業種が局限さ
れやしないかという心配を持つのであ
ります。中小企業の近代化の促進上、
償却問題が一つの重要な問題である
とするならば、中小企業近代化促進法案

ましては、まず近代化促進法で指定されるという業種に限定されるわけでございしますが、いままでの業種別振興法としましたようなものの経験等からいまして、初年度は大体二十程度の業種になるんじゃないかということは、

舞刀多の運用業務を、いまいかに予定し、いかに広くこれを指定するかという問題は、最も現実的な問題であり、大事な問題だと思ふのであります。これについて、どういふふうに腹案をお持ちであるか。

この前申し上げたわけでございますが、その意味におきましては、促進法に基づく三分の一割り増し償却というものは、これはある程度限定せられるということになるわけでございますが、しかし、そのほかに、一億円以下という

○福田國務大臣 設備の近代化と並んで、償却年限の短縮といえますか、これは、すみやかに合理化をし、あるい

企業につきまして、大企業等に行なわれているのと同じように、取得しました年に、普通償却のほか三分の一の

割り増し償却ということが認められておりますので、われわれといたしましては、今後、中小企業全体につきましては、この初年度三分の一の特別償却をさらに活用するというような方向で努力していきたい、こういうふうに思っております。

○小笠委員　それからちょうど政府委員の答弁でも触れましたが、もう一つの問題は、近代化に關連して重要な問題は、法人税を中心とする税体系の問題、この問題につきましては、言い古されたことでありますから、なおひとつよくお考えを願いたいというか、より引き下げていく方向に御努力をお願いして、とめておきたいと思ひます。

私は、ここで変転する日本經濟の中で、先ほど通産大臣もお触れになりましたが、商業者の問題について、この設備の近代化についていろいろな問題があると思う。いわゆる商店の店舗の改造、商店の密集する商店街地域の地域社会としての再編成、こういう問題

につきましては、物的設備の近代化の一環として、ぜひとも今後十分な御配慮を願いたい、こう考えるのであります。特に、これまでこの方面への政府機関からの金の投与はすこぶる少ないのでありますから、ぜひお考えを願いたいと思うのであります。

私に、次は、何と申しまして、も近代化の一翼である人的生産性の向上の、いかにして上げること——中小企業の信用は、物的信用よりも人の、経営者の信用にあると言われてきたのであります。その意味から考えま

して、この人間の生産性を上げるとい
う問題が、より重要な問題として中小
企業には出てまいるのであります。私

は、この意味から、経営管理の合理化問題という問題を、どういふふうな順序で政府はこれを指導、育成していくかということをお聞きしたいのであります。特に私は、小規模事業等を中心として考えますときに、中小企業の診断員制度があります。この

診断員制度は非常に広く行なわれ、十数年の歴史を持って、その効果も相当大きいものと思うのでありますが、診断員制度自体が非常にあいまいである、と言つては語弊があるが、はっきりしておらないわけがあります。技術士のごとく、あるいは公認会計士のごとく、診断員制度というものをりっぱな制度のもとに直して、中小企業の経

営の親切な相談相手、指導者として直
 していく必要があると思う。こういう
 手近なところから経営の近代化をは
 かっていくべきであると思うのであり
 ますが、この診断員制度というものを
 今後どういうふうに考えていくか。現
 実のたくさんさんの診断員の方々、みんな

りっぱでありましようが、世間的權威というものから見ると、率直に言ってそれほどまだ期待できないのではないか、こういう点について、ひとつお伺いしたいのであります。

○南委員 いま小笠委員はほかの問題に移ったのですが、私、償却制度につ

特別にそういうような条文もできたのですから、今後、この条文を活用して、そうして中小企業の一歩ウィークポイントになっている面を有利に解決してくれるのだらうと非常に期待して

政府委員の答弁を聞いておったが、ただ、いままでのやり方の持続にすぎない。いやしくもこういう法律をつくつ

て、そうしてほんとうに償却制度の根本まで考えていくというなら——この償却制度というものは、非常に中小企業にとっては重大なんです。これは一例をあげますが、繊維産業などというものは、大きな資本もありますが、通産大臣の郷里の福井県や私の郷里の石

川県などは、加工部門の機屋にすぎない。これがけっこう相当大きな事業になっておるわけです。しかも一台の織機がせいぜい七万円か、いいものでも十二万円。半分木のものや全部鉄のものや二つございますが、半木製のごときでも償却年数は十年、十二年なんです。鉄製に至っては十五年です。そういうような償却制度を、一億円未満の

会社は何だか三分の一とかないとかという説明もありましたが、もうかるときにはもうかりますが、四年に一ぺんしかもうからぬようなものに、十年、十五年かかって七万円、八万円の機械を償却するような、そういう税制上における償却、こういう考え方があるから、

今日中小企業がどうしても生きられない。かろうじてめししか食わせないと
いう考え方、これは税制調査会に行っ
て、私もついぶん文句を言った。通産
大臣みずから、そのときは大臣でな
かったのですから、ぼくと一緒に奮
闘努力したが、幾ら言っても、十七年

から十五年になるのが精はいんです。こんな考え方では、私は、とうてい中小企業のほんとうの意味の解決はできぬと思います。幸い中小企業基本法ができ、小笠委員からまことに適切な質問があったんですが、中小企業庁長

官は、いままでのただ経過を説明し、この問題を解決するだけのほんとうの熱意が足らぬと思う。これをやってあげ

なさい。中小企業は目がさめる。金も大事だけれども、もうかったときに償却できるような制度を設けて——もうかったときには税金を取り上げて、損したときは知らぬ顔をしておる。あの連中に青色申告をさして、八幡や富士のような制度をやれといっても、できるわけがない。結局もうかったときは

○樋詰政府委員　いまの南先生の御意見でございますが、われわれといたしましては、もちろんこの基本法ができましたのを契機に、いままでとは違ひまして、われわれも心機一転いたしまして、もっと強力にやりたい。ただ、従来もいろいろやっておったのでございますが、いろいろな問題があつて、いつも押えつけられておつたということとは、事実のことだと思ひます。現在税制調査会のほうで、いろいろ耐用年数の短縮というようなこと——それは機械等に関して行なわれますので、はたは機

して中小企業全部にこれが適用されるかどうかというところに問題がございます。そこで耐用年数の短縮の問題と税率の問題というようなことも並行して御審議願っております。でございます。で、われわれといたしましては、ことを新しい転機の年として、倍旧の努力をしたいと考えております。

それから小笠先生の先ほどの御質問でございますが、御承知のように、診断士といったものの法的な要件というものは、はっきりさしておらなかったわけであります。この二年間ばかり、診断員の登録ということも、非常にたくさんの方が出まして、中にはどうかとと思われるような方等も出てきたというようなことのために、ちょっと停止しておりましたが、大体昨年の秋以来受付をいたしまして、ことしの春から二年ぶりで診断員の登録を開始したところでございます。なお、これにつきましては、ただいま一緒に御審議いたただいております中小企業指導法案におおきまして、新しく省令によって診断員の登録をするということにいたしております。この診断員につきましては、中小企業指導センターというところで養成ということに現在とめておるわけでありますが、いわゆる診断というのを、経営の各方面にわたりまして、いますぐ診断士法というようなかっこうで取り上げることができかどうかという点につきましては、非常に技術的にもむずかしい問題等もございますので、この診断士法をいつ出すかというようなことにつきましては、もう少し研究させていただきたいと思っておりますが、診断員の養成につきましては、センターの特殊法人化等を契機

に、これも従来よりも強力にやる。それから二年ぶりで行なわれます診断員の登録制度を通じて、この県の中にはどのような面にも適格の診断員がおられるかというようなことを正確に把握して、必要な診断事業が行なわれるよう資していきたいと考えております。

○**小笠委員** 中小企業の物的生産性の向上、近代化の面から考えなければならぬもう一つの面は、中小企業の共同化の問題であります。政府案の十三条に規定いたしてありますが、この共同化の問題は、組合員制度との関連もあり、今後の中小企業対策を進める上に、おきましての前提条件であります。私は、この共同化に対して、組合員制度よりもう一步進んだ体制というものを考えないと、中小企業の共同化、協業の実は長きにわたってあげにくいもののと心配いたしておるものであります。組合員制度自体では、景気の動向に応じて離合集散なしとしないのであります。こういう意味において、共同化を進める上において、その主体の共同体制というものに対して新規のくふうを考へておきたい、こう思うのであります。本法案の第十三条に「必要な施策を講ずる」とあるが、こういうところまで立ち入って共同化の問題を考へておるのかどうかということであります。

もう一つの問題は、中小企業の近代化とは若干程度は異なりますが、中小企業者相互間における秩序の確立の問題であります。この問題は、従来からの中小企業対策の一つの方向であり、十七条に規定いたしておるのでありますが、十七条は、規律の確保について

て、中小企業団体法による規定以外の規定というものを予定してこの十七条が立案されておるのかどうか、この点を伺いたいのであります。

○樋詰政府委員　今後中小企業がますます熾烈化します経済競争に耐えていくためには、どうしても適正規模ということを確保しなければならぬので、このためには、いま先生御指摘の共同化ということが、必要だろうと思われれます。この共同化には、協同組合というかっこうもあると思います。あるいは一步進めて、合併して一つの会社になるというやり方もあるかと存じます。また、みんなが出資を合して一つの会社を新設するというやり方もあるろう、そういうふうに考えております。これはいろいろ共同する方々の事情等によって、必ず合併しない、あるいは新設の会社をつくりなさいというふうに強制することもできない場合もあり得るのじゃないかと思っておりますが、組合だけでは十分でないというふうな場合に、お互いに話をされたい、会社の新設あるいは合併という方向に踏み切られるという例も多いかと存じますし、われわれといたしましては、そういう際には、規模を適正化させるのに非常にけっこうであるという趣旨から、今後ともできるだけ御援助していくように考えております。

それから第十七条の過度の競争の防止という点につきましては、さしあたっては団体法によります組合協約あるいは調整事業といったものを考えておりますが、はたしてそれだけ十分なのか、もっと単独の立法をしなければならぬかという点につきましては、たとえば商業面におきますいろいろ

るな最近のスーパーマーケットの問題といったような問題等もございますので、実情を十二分に把握した上で、所要の措置をとりたいと思っております。この十七条は、過度の競争を防止するために組織を整備するという中には、一応既存の法律制度を活用するというほかに、新しい法制を立法するということも、当然含んでいるわけでございます。

○南委員 関連。いま小笠委員の質問に中小企業庁長官が答弁なさったのですが、それはいままでの考え方です。中小企業基本法をこしらえた以上は、過度の競争防止をして、中小企業団体の法に基づいて調整命令の五十七条、五十八条を出しになって、出しっぱなしにして、あなた方何にも組合の内容をこらんにならない。そして少し景気が立ち直ると、わいわい言われてむしろそれをまたはずすという。元来、中小企業というものは、だれにでもまわることができる簡単な業態なんです。轉るから、ややそこに経済秩序ができてくる。その経済秩序を利用して近代化へ一歩進めるように、官庁なりそういう方面のあなた方の積極的指導というものが、いままでは全然ない。組合の幹部にまかせ切りにして、組合の幹部は少しずつ期限の延長をしてもらって、いままでのかけ足を休むという程度が、現在の状態なんです。基本法をこしらえて、いままでの構想のままでは、ただ一本のなわを引いてやる程度で、いま言ったように、十七条を掘り下げることに関連して、企業に余裕ができれば、どんどんこれを近代化をさして高度化を進めさすという積極的構想が

なくて、何が中小企業基本法をつくったということになりますか。私は、中小企業庁長官の答弁は、いままであったことのおさらいにすぎないんで、非常に遺憾です。そういう問題については、あらゆる面において高度化、技術化というふうな、積極的に余裕の出たものについての奨励が、官庁としてもあるべきものなんです。ぜひそういうように考え方を覚えてもらいたい。

○樋詰政府委員 私の御説明がはなはだまずくおしかりをいただいたのでございますが、私も、先生のお考えどおり、いま取り組んでいるつもりでございます。特に二十年間も、ほとんど同じ調整規程がそのままずっと続いている。業界はぬるま湯に入りっぱなしのようなところで何らそこに改善のあとがないじゃないかというふうなことにつきましては、審議会自体でもいろいろと御意見をいただいております。まして、われわれは、あくまでもこれは緊急避難的にやるのでありまして、事態が改善されたならば、むしろこれは前向きに今度取り組むべきであるというふうにも考えておりますので、そういう趣旨で努力するということとで御了承いただきたいと思います。

また、昨年御改正いただきました活用、あるいは過剰御制定いただきました近代化促進法といったようなものをこれから活用することによって、ただ一回何か安定カルテルみたいなものをつくれれば、その中でじっとして、いつまでも前向きな新しい事態に即しないでもいいといったようなイメージ・ゴーイングな考え方はいけないのだというように、業界にもよく徹底

底させることによって、先生の御指摘のような方向に指導していきたいと思っております。

○小笠委員 中小企業の近代化、体質の改善等に関する主要な事項は、大体以上のようなところであります。

本法案の三案とも共通で最も力点を置いておる柱は、中小企業を取り巻く経済的、社会的不利な条件の排除、整備、改善の点であると思うのであります。このことは、最も重要な内容をなしております。政府案の第十七条から第二十条にかけ、社会党案は三十五条、三十六条、三十八条、三十九条、四十条、四十一条、多くの条文を費やしております。

中小企業が、その資本力の弱さ、あるいはその他のいろいろな事情からして、不利な環境にあることは、いろいろお話があったとおりであります。合理的な経営を行ないたくとも、その条件をみずから満たし得ない場合が多いのであります。このことは、一面から見ますれば、中小企業のサイドにおきます発言力の弱さからきておるのであります。そして、その発言に裏づけがないからであります。私は、この不利な環境の整備、改善は、簡単にできるものとは思いませんが、絶えざる中小企業の立場に立った発言力の強化によって初めて、逐次達成されるものと考えておるのであります。

国民経済の全体の動きの中に、中小企業をいづもいかなる位置を与えておくのが適当であるか、この与えられた位置をいかにして守るため発言を常時していくかということにあらうかと思うのであります。

そういうむずかしい問題が多々あると思いますが、さしあたり政府案第十

九条についてお伺いをいたしたいのであります。政府案は、「国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業者の事業活動の機会を適正な確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。」とある。私は、これは、こうだと思

う。だが、この中小企業者以外の者からくるいろいろな影響を排除していく問題につきまして、最もむずかしいのは、十九条において「不当な侵害を防止し」と書いてある。まず法文に即して言うならば、不当とはいかなる基準によって判定していくのか。不法ではない、不当。当、不当の判定をいかなる基準によるか。この基準の定め方いかんによりましては、空文にひとしいものとなる。まず、十九条の不当なる侵害とは、いかなる基準によって判定し、それが判定するか、それを伺いたい。

○樋詰政府委員 この不当と申しますのは、全国民経済的な、あるいは国家、社会全体的な立場から見ると不当であるということとございまして、これにつきましては、主務官庁が認定する。これは国民経済的な立場で、たとえば消費者の保護というやうな小売商の権利と調整といったやうな問題が起りました場合には、非常に複雑な問題がございまして、これは全国民経済的な、どうやうしたほうが国民経済にプラスになるかということをやりたい、こう思っておりますが、それを言いかえますと、たとえ適法、適正な行為でありまして、中小企業の立場から見ればこれはとてもたいへんだ、しばらく待ってもらいたい、あるいはちよっと程度をゆるめてもらいた

いといったやうな問題も、当然起こるのではないかと思います。そういう場合には、適法、適正であっても、緊急避難的に遠慮してもらうことが当然あり得るという認識のもとに、国全体の立場で考えてみたいと思っております。

○小笠委員 全国民的な立場で判断するということ、これはわかっていることである。これはわかっていることである。一つの実例を挙げれば、たとえばこの百人なら三百人の同業者がある。同業者がいろいろな意味において大企業から圧迫を受けておるというやうな場合に、これをどう考えるか。その国民経済的な立場になりますと、中小企業対策的な立場とは異なった要素がたくさん入ってくる。いろいろな異なった要素の入ったものさしでこれを判断するということは、判断をしないということにひとしいと思っております。

たとえば中小企業者以外の者の活動というのに、最近の例が、大企業等の活動がある。同時に、協同組合制度、消費生活協同組合、農業協同組合等、国の法律によって組織づけられた団体の行動も、中小企業者以外のものの例である。大企業の性質は、先ほど通産大臣からお話がありましたように、戦後日本経済の各部門、特に流通部門までも大企業が進出してきておる。そして中小企業の領域は、このために脅かされておる面なきしもあらずであります。

この場合、中小企業への不当な侵害、大企業の進出が不当な侵害と判断し得るかどうかが、こういう問題は、国民経済の見地から判断が可能かどうか。さらにもう一つ、いわゆる法律に基づく法人による経済活動の場合、たとえば消費生活協同組合の小売り販売

の場合、従来幾たびか問題を起こして今日にわたってありますが、この問題に対する考え方というものは、主として問題になる員外利用の問題は、経済的問題ではあるが、法律に基づいて当然に法的に処置され、かつ行政的に処置されなければならぬ問題であります。たとえば生協が、非常な経営の合理化によって、組合員に非常に安い値段で物を売る。一般の、いかなる原価計算をいたしまして、小売り値段百円をつけるものを、非常な努力によって七十円で売っておる、こういう場合に、七十円で売るといふことを中小企業への不当な侵害と見るかどうか、この点をお伺いしたいと思っております。

○樋詰政府委員 いまの問題が、実際の行政になって一番むずかしい問題ではなからうか、こう思っております。私が先ほど適法、適正な行為についてというふうな申し上げたわけでございますが、普通の場合でございますならば、たとえば農協法等にも、これはその目的の中に国民経済の健全な発達というところが書いてあるわけでございます。もしこういうふうないたしましたら、農協の組合員だけの発達ではなしに、ひいては国民経済の健全な発達に資するということになっておるわけでございます。ですから、組合員以外の者に、員外に利用させるといったやうなもの、これはむしろ本来の法の趣旨から逸脱をしておるのである、こう思いますが、同時に、員外利用というものが、一体二〇〇というものは何の二〇〇か、いろいろなむずかしい問題があるわけでございますが、一応農協の側から見れば、適法なんだ。しかし、そのため

にその付近の中小企業者がばたばたと店をしまわなければいけないくらいにひどい打撃を受けるといった場合には、やはりこれは何らかの措置を考えてしるべきじゃないか。もちろん、これは通産大臣だけでできるわけではございません。これは関係の農林大臣その他とよく協議した上で、自肅その他をお願いするわけでございますが、全体の中で、これは適法だからということでもやりますと、たとえば大企業と中小企業が争うにいたしましたも、商売はだれがやってもいい、これは憲法にも認められているという問題がありまして、大企業が非常に進出してきたからというのでいきなり押えていいかどうかという問題もございしますが、これにつきましては、すでに小売商業特別措置法でございすとか、あるいは業界全体の問題であれば、団体法による事業活動の規制命令といったような特別の配慮も加えられておりますので、われわれといたしましては、さしあたりは現在までありますところの法律を活用する。同時にケース・バイ・ケースで、いまのような問題につきましては、いかなる場合が不当に該当するかどうかというところは、主務省の間で打ち合せていきたいと思ひます。

○小笠委員 私、これは非常に重要な問題だと思ふ。私の言いたいのは、ここに十九条によって解決しない分野があるということを言いたいのであります。公正なる自由競争の場というもので、中小企業の立場からいうと、解決し得ない分野を残しておるのではないか、こういうことを言いたいのであります。

そこで問題になるのは、いわゆる事

業分野の確定の問題に入ってくるわけでありす。私は、その意味から、事業分野の確定の問題につきましては、憲法との関係において重大なる問題が控えておると思ひます。私は、まず第一に法制局にお伺ひいたしたいのでありますが、憲法二十二条には「何人も、公共の福祉に反しない限り、云々とあつて、職業選択の自由を保障いたしてあります。この「公共の福祉に反しない限り」とは、どう読んでいくのかということでありす。

○吉国政府委員 憲法の第二十二條におきまして、居住、移転、職業選択、国籍離脱の自由を規定しております場合に、この規定に限りまして「公共の福祉に反しない限り」という字句を加えております点につきましては、憲法学者の間でいろいろ学説がございす。ある説は、一般に憲法の保障しております基本的な人権を公共の福祉を理由といたしまして制限することは許されないう前提をとりまして、本条の場合、つまり居住、移転、職業選択の自由等についてのものは、公共の福祉を理由として制限することができるといふ趣旨だというのが、一説であります。

第二説は、基本的人権はすべて公共の福祉のワタの範囲内において認められているものであるから、第二十二條についてはただ特に公共の福祉を持ち出すことは無用だ、「公共の福祉に反しない限り」と規定いたしましたのは、いわば念のための規定であるといふような考え方。第三説は、基本的人権には公共の福祉の制限というものが内在しているといふことは、第一説とほぼ近いのでありますが、この第二十二條の定める自由権——居住、移転、職業

選択及び国籍離脱の自由に関しましては、その性質は、他の基本的人権の場合よりも公共の福祉に基づいて制限される場合が比較的多いから、第二十二條では特に「公共の福祉」云々といふことで規定してあるといふような、この三つの説がございす。現在学者の説もなお分かれておりますが、大体たゞいままで通説に近い説が、最後に申し上げました第三説でございす。

○小笠委員 この問題は、非常にむずかしい問題であります。実は社会党案の骨子になっておるところに触れている問題であります。

まだ質問いたしたのであります。が、時間がありませんので、私は、質問は留保しておきます。

○逢澤委員長 次会は、来たる六月四日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十九分散会